

愛知万博 20 周年記念事業ロゴマークの利用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって愛知万博 20 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の PR に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱においてロゴマークとは、別紙「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマークデザインマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に掲げるものをいう。

(ロゴマークを利用できる者)

第 3 条 ロゴマークを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 愛知万博 20 周年記念事業応援サポーター制度実施要綱に基づき、応援サポーターの登録をした者（以下「応援サポーター登録者」という。）
- (2) 愛知万博 20 周年記念事業協賛要綱に基づき、記念事業に協賛した者
- (3) 愛知万博 20 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の構成団体・組織
- (4) 国又は地方公共団体
- (5) その他愛知万博 20 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者

(利用許諾の申請)

第 4 条 ロゴマークの利用許諾（以下「利用許諾」という。）を受けようとする者は、あらかじめ「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾申請書」（様式第 1 号。以下「利用許諾申請書」という。）に関係書類を添えて、会長に提出し、利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークを「愛・地球博 20 祭公式グッズ製作販売者募集要項」（以下「公式グッズ製作販売者募集要項」という。）に基づき製作及び販売する公式グッズに利用する場合は、当該要項で定める申請書類の提出をもって前項の申請書類の提出に代えることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が次の各号に該当する場合は、利用許諾の申請を要しない。

- (1) 前条第 3 号から第 5 号に掲げる者が非営利目的で利用する場合
- (2) 応援サポーター登録者のうち、愛知県内に主たる事務所が所在する観光協会、商工会議所若しくは商工会又は県が出資している県関係団体が非営利目的で利用する場合
- (3) 報道機関が報道目的で利用する場合
- (4) ロゴマークの利用が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定める著作権の制限に該当する場合

- (5) その他会長が適当と認めた場合
- 4 前項の規定により利用許諾の申請を要しない場合であっても、前項第3号又は第4号に該当する場合を除き、ロゴマークを利用した者は、ロゴマークを利用した対象物の完成品の写真画像（完成品をデータで提出できるときは当該データ）を提出しなければならない。
 - 5 会長は、第1項の規定による申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。
 - 6 第1項の規定による申請の受付は、令和7（2025）年9月25日までとする。

（利用許諾の手続き）

- 第5条 会長は、前条第1項の規定による利用許諾の申請があった場合、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、会長はロゴマークの利用方法その他について、必要に応じて条件を付すことができる。
- 2 会長は、前項に規定する利用許諾を行った場合、「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾通知書」（様式第2号）により、当該利用許諾申請者に通知するものとする。ただし、前条第1項の規定による利用許諾の申請を同条第2項の規定により公式グッズ製作販売者募集要項で定める申請書類で行った場合は、この限りでない。
 - 3 利用許諾期間は、利用許諾の日から令和7（2025）年12月末までとする。なお、応援サポーター登録者が、令和7（2025）年9月25日までに利用許諾を受けた内容に係るロゴマークの利用については、応援サポーターの登録期間終了後も令和7（2025）年12月末まで可能とする。

（利用許諾の制限）

- 第6条 会長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、原則、その利用を許諾しないものとする。
- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (2) 実行委員会の権利、信用又は品位を害するおそれがある場合
 - (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - (4) 特定の個人、団体若しくは法人を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
 - (6) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (8) ロゴマークを適正な利用方法に従って利用しない、又は利用しないおそれがあると認められる場合

- (9) 営利を目的として利用する場合
 - (10) その他会長がロゴマークの利用が適当でないと認める場合
- 2 会長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合、「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用不許諾通知書」(様式第 3 号)により、当該利用許諾申請者に通知するものとする。ただし、第 4 条第 1 項の規定による利用許諾の申請を同条第 2 項の規定により公式グッズ製作販売者募集要項で定める申請書類で行った場合は、この限りでない。

(利用許諾の特例)

第 7 条 会長は、ロゴマークの利用が前条第 1 項第 9 号に該当する場合であっても、利用許諾申請者が、別に定める「愛知万博 20 周年記念事業協賛要綱」に基づき、記念事業に協賛した者であり、商品、商品等のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として製作又は提供する物品等にロゴマークを利用することにより、記念事業の PR に寄与すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、ロゴマークの利用許諾を行うことができる。

(利用許諾内容の変更等)

- 第 8 条 第 5 条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合、あらかじめ「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾内容変更申請書」(様式第 4 号。以下「利用許諾内容変更申請書」という。)を会長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。ただし、第 4 条第 1 項の規定による利用許諾の申請を同条第 2 項の規定により公式グッズ製作販売者募集要項で定める申請書類で行った場合は、この限りでない。
- 2 会長は、前項の規定による変更申請があった場合、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定を準用し、その内容を審査し、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。
- 3 会長は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾内容変更許諾通知書」(様式第 5 号)により、利用許諾を行わない場合は、「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾内容変更不許諾通知書」(様式第 6 号)により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第 9 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ロゴマークは、利用許諾(第 8 条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容のみに利用すること。
 - (2) デザインマニュアルに従い、ロゴマークを適正に利用すること。
 - (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡し、転貸し、又は承継しないこと。

- (4) 利用許諾を受けた対象物（以下「利用対象物」という。）の製造等を第三者に委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (5) 利用許諾に係る利用対象物の完成品の写真画像（完成品をデータで提出できるときは当該データ）を提出すること。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第10条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

（利用許諾の取消し等）

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した利用許諾申請書、利用許諾内容変更申請書又は関係書類の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) ロゴマークの利用が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 利用者が第9条の遵守事項に違反した場合
 - (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「愛知万博 20 周年記念事業ロゴマーク利用許諾取消通知書」（様式第7号）により当該取消しを受けた者に通知するものとし、当該取消しを受けた者は、利用許諾取消しの日から利用対象物にロゴマークを利用することはできないものとする。
- 3 会長は、利用許諾の取消しを受けた者に対し、利用許諾の取消しを受けた利用対象物について、回収等の措置を請求することができる。
- 4 会長は、前2項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 5 会長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾の申請及び利用許諾を受けずにロゴマークを利用した者が行う利用許諾の申請について、利用許諾を行わないことができる。

（利用の非独占性等）

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物について実行委員会が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 実行委員会は、この要綱による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びロゴマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第14条 実行委員会は、利用許諾を行ったことに起因して利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

4 会長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(無許諾利用に対する措置)

第15条 会長は、第4条第3項に規定する場合を除き、第5条に規定する利用許諾を受けずにロゴマークを利用している者又は利用しようとしている者に対し、その利用の停止を求めることができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、実行委員会事務局（愛知県政策企画局企画調整部企画課愛知万博20周年記念事業推進室）が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月13日から施行する。